

参考資料 1

医療整備・人材課作成

令和7年12月8日

神奈川県高度救命救急センター指定 評価の「視点・観点」（案）

(国) 基準等		評価の「視点・観点」（案）	備考
救急医療対策事業実施要綱	高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである	①重症外傷等患者への対応 充実段階評価における評価 指肢切断実績 重症熱傷実績 重症急性中毒実績	3年連続でS評価である 3年連続で実績がある 3年連続で実績がある 3年連続で実績がある
	高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする	—	—
	医 師 常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする	—	—
	看護師等医療従事者 特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくものとする	—	—
	高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする	—	—
疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師（日本救急医学会が認定する救急科専門医等）・看護師が常時診療等に従事している	①重症外傷等患者への対応 専従医師数 救急医療に関する専門性が高い看護師の配置	3年連続で充実段階評価の評点3点（最高点）を獲得している
	重症外傷等の特に高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の配置		救急看護認定看護師、集中ケア認定看護師、クリティカルケア認定看護師、急性・重症患者看護専門看護師、小児救急看護認定看護師、小児プライマリケア認定看護師、特定行為研修修了者で、救急部門の外来、ICU・HCUに配置されている看護師の有無
	地域における重篤患者を集中的に受け入れる		3年連続で充実段階評価の評点4点（最高点）を獲得している
	外傷外科医等養成研修事業を活用して、テロ災害発生時等における銃創や爆傷等にも対応ができる体制を構築する		過去3年間で修了者がいる
	重症外傷等の特に高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の人材の育成を行う 医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力している	②救急医療の教育研修機能 救急科の専門研修基幹施設である 日本救急医学会の指導医指定施設である 臨床研修基幹施設である	3年連続で充実段階評価の評点2点（最高点）を獲得している
	災害時に備えて積極的な役割を果たす		3年連続で充実段階評価の評点2点（最高点）を獲得している
	都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たす 都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師を参加させる		地区メディカルコントロール協議会代表又は学識経験者として医師が参加している
	複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時を含めて24時間365日必ず受け入れることが可能である	⑤医療体制の充実 県周産期救急医療システムの基幹病院又は中核病院である 小児中核病院又は小児地域医療センターである 県精神科救急医療システムに係る基幹病院である	3年連続で充実段階評価の評点2点（最高点）を獲得している
	必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供する		3年連続で充実段階評価の評点2点（最高点）を獲得している
	—	⑦広域性 広域性	他の視点・観点を踏まえ、定性的評価を行う